

壱岐市農業委員会定例会（令和6年5月）
議事録

1. 開催日時 令和6年5月24日（金）午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 ・・・農業委員会長 外 農業委員 16名
4. 欠席委員 ・・番・・委員 ・・番・・委員
5. 事務局職員 事務局長 ・・・・ 事務局長補佐 ・・・・ 主事 ・・・・
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 ・・番 ・・委員 ・・番 ・・委員
 - 第2. 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第23号 非農地証明願について
議案第24号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画
(出し手から農地中間管理機構) (案)の要請について
議案第25号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画
(農地中間管理機構から受け手) (案)の要請について

7. その他

事務局 皆さんおはようございます。

それでは、ご案内の時間前であります。只今より令和6年5月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、

・番・・委員と・・番・・委員さんから欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は19名中17名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会長 【会長挨拶】

議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名人は、・・番・・委員、・・番・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。なお、本日の会議書記には事務局、裏川主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願い致します。議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が、4件あがっております。受け手は、全て個人でありますので、「農地所有適格法人以外の法人」の適用はありま

せん。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、3件の贈与、1件の売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、いうような3つの内容を審議して頂くことになります。

29番 土地の所在

郷ノ浦町大浦触	字札ノ元	・・・番・	地目	畠	面積	99m ²
譲渡人	・	・	・	・	・	・
譲受人	・	・	・	・	・	・

経営地面積は、田が7680m²、畠が4816m²、計12496m²です。

申請理由

譲渡人 後継者へ生前贈与を行う。

譲受人 譲渡人の要望により、譲り受け耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、野菜、飼料の作付けです。

バックホー、トラクター、タイヤショベル、田植機、稻刈機を所有されてあります。

農作業歴は本人が50年です。

通作距離については、10m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、ニンニク、ラッキョウ等の野菜の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。5月20日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、5月20日に現地確認を致しました。

お父さんの農地全てを子供さんへの贈与でありますので、何ら問題はないかと思います。皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第22号29番は決定します。
続きまして、30番の説明を求めます。

事務局 1頁をお願いします。

30番 土地の所在

郷ノ浦町志原西触 字辻 ^{ごつじ} ・・・番・ 地目 畑 面積 493m²

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は、田が1769m²、畠が3088m²、計4857m²です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 自宅建設予定地の隣接地であるため、買い受けて耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、野菜の作付けです。

農機具は、トラクター、刈払機を所有されてあります。

農作業歴は本人が20年、妻が10年です。

通作距離については、5mほどです。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、すいか、メロン、カボチャ等の野菜の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。5月20日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、5月20日に現地確認を致しました。

本件は、5条により取得した農地の隣地に、昨年4月1日からの50a以上の下限面積要件も撤廃されたことを受け、農地を取得し野菜を作付けするそうです。何ら問題はないかと思います。皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第22号30番は決定します。

続きまして、31番ですけど、この件は・・委員の関係の案件でありますので会議規則第15条に従いまして退室をお願いします。

----- (・・委員退室) -----

それでは事務局の説明を求めます。

事務局 2頁をお願いします。

31番 土地の所在

郷ノ浦町釘山触	字尾山	・・・番・	地目	畠	面積	1766m ²
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	75m ²
同じく	山ノ多	・・・番・	地目	田	面積	1055m ²
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	212m ²
同じく		・・・番・	地目	田	面積	1319m ²
同じく	一本松	・・・番・	地目	畠	面積	1205m ²
同じく		・・・番・	地目	田	面積	142m ²
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	193m ²
同じく		・・・番	地目	田	面積	173m ²
譲渡人		・・・・・・・・				
譲受人		・・・・・・・・				

経営地面積は、田が3362m²、畠が8689m²、計12051m²です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため、譲受人に贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により、譲り受け耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻、飼料の作付けです。

農機具は、軽トラ、田植機、刈払機を所有されてあります。

農作業歴は本人が40年です。

通作距離については、2km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、飼料の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていないと考えます。5月20日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 ・番 ・・委員。

・・委員 本来ならば・・委員さんの案件であります、議事参与の制限によりまして、代わりまして私が補足説明致します。事務局の説明の通り、5月20日に現地確認を致しました。

譲渡人の・・さんは、島外在住のため、所有農地の一部を・・さんに譲り渡すというものです。・・さんは、水稻・飼料等を作付るとのことです。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第22号31番は決定します。

・・委員の入室を許可します。

(・・委員入室)-----

続きまして、32番の説明を求めます。

事務局 3頁をお願いします。

32番 土地の所在

芦辺町中野郷西触字胡麻田	ごまだ	・・・番	地目	田	面積	901m ²
同じく	しこくだ	・・・番	地目	田	面積	2466m ²
同じく 中野郷仲触字郷谷	こうや	・・番・	地目	田	面積	551m ²
同じく		・・番・	地目	田	面積	1124m ²
同じく		・・番・・	地目	田	面積	2784m ²
同じく	とうのき	・・・番・	地目	田	面積	250m ²
同じく		・・・番・	地目	田	面積	336m ²
同じく		・・・番・	地目	田	面積	100m ²
同じく		・・・番・	地目	田	面積	660m ²
同じく		・・・番・	地目	田	面積	627m ²
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	532m ²
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	509m ²
同じく	そうせい	・・・番・	地目	畠	面積	684m ²
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	688m ²
同じく		・・・番	地目	畠	面積	200m ²
同じく		・・・番・	地目	田	面積	1089m ²
同じく		・・・番・	地目	田	面積	456m ²
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	273m ²
同じく		・・・番	地目	田	面積	1010m ²
同じく		・・・番・	地目	田	面積	925m ²
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	1922m ²
同じく	字丸尾	・・・番・	地目	田	面積	1242m ²
同じく		・・・番・持ち分10分4	地目	田	面積	1297m ²
同じく	字石原	・・・番・持ち分10分4	地目	畠	面積	1931m ²
同じく		・・・番・	地目	畠	面積	553m ²
譲渡人	・・・・・・・・					
譲受人	・・・・・・・・					

経営地面積は、田が15818m²、畠が7292m²、計23110m²です。

申請理由

譲渡人 後継者へ生前贈与を行う。

譲受人 譲渡人の要望により、譲り受け耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」でありますと、経営状況は米、飼料、野菜の作付けです。

農機具は、トラクター、モアを所有されており、稲刈機、田植機、コンバインにかかるものは委託されております。

農作業歴は本人、父がそれぞれ20年、他に臨時雇用が2名おります。

通作距離については、遠いところで2km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻、野菜の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。5月20日に・・委員さんと譲受人のお父さんの立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、5月20日に現地確認を致しました。お父さんの農地全てを子供さんへの贈与でありますので、何ら問題はないかと思います。皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第22号31番は決定します。

続きまして、議案23号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、4頁をお願い致します。議案第23号「非農地証明願について」、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

2番 土地の所在

芦辺町箱崎諸津触 はつとまき 字八斗蒔 はつとまき ・・・番・ 台帳地目 畑

現況地目 宅地 面積 502m²

転用目的 宅地

申請人、・・・・・・・・

申請理由 願出地は、平成16年頃より居宅を建設し、現在に至っているということでありまして、非農地化から20年以上経過しております。

位置図、写真は5頁から7頁です。

5月20日に・・委員さんと申請人の立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。・・です。

只今、事務局から説明があった通り、5月20日に事務局と現地確認を行いました。申請地を確認したところ、申請部の一部が居宅への出入口として舗装されており、またその他の部分については駐車場等に利用されており、これまで何ら問題はなかったという事です。皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第23号は決定いたします。

続きまして、議案第24号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の要請について」と議案第25号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の要請について」は、関連がありますので、一括上程したいと思います。

事務局 はい、議案第24号と議案第25号は一括して説明させて頂きます。8頁をお願い致します。

議案第24号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の要請について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり市から提出された農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)を定めるよう要請することの可否について判断を求めるものです。

9頁をご覧ください。令和6年5月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については、この一覧表のとおりであります。

また、8頁をご覧いただきますと長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定の10年間の田の更新が5筆で5, 522m²あります。

続きまして、10頁をお願い致します。議案第25号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の要請について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり、市から提出された農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)を定めるよう要請することの判断を求めるものです。

11頁の令和6年5月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については一覧表のとおりであります、再度11頁をご覧いただきますと、計画につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、集積計画表は、議案第24号で説明致しました通りであります。

この計画につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第24号の農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の公告と、議案第25号の農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地集積等促進計画を定めて、県知事が促進計画を、公告することによりまして、農地中間管理機構が借り手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長　　はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行いますので皆様方の意見を求めることがあります。何かございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第23号と議案第24号は原案のとおり決定しその旨回答します。続きまして、その他の件をお願いします。

事務局　　事務局からのその他の件ですが、

- ① 6月の定例会の日程 → 令和6年6月26日(水)午前9時～
- ② 農業委員会活動における重点活動の取組について

事務局　　令和5年度農業委員会活動における重点活動の取り組みについて説明します。

最初に農地集積目標は、更新を含めて17.9haの目標に対して101.6haということで、目標を達成しております。

遊休農地の解消面積は、令和3年度の利用状況調査結果の緑区分の88.2haを5年間で解消ということで、17.6haの目標で43.8haの解消ということでした。

適正な非農地処理の目標は、10.2haの目標に対して13.3haの実績がありました。

農業者年金新規加入者2名の目標に対して2名の1名の確保がありました。全国農業新聞の購読部数は、目標118部に対して117部という実績でした。

次に令和6年度の重点活動における取り組みについて、農地集積は、県全体の目標の484.1haは、新規に集積した面積であって、17.9haとなっております。遊休農地は、昨年と同様の計算ですので、17.6haということになります。

非農地処理についても昨年と同様の計算で10.2haということです。農業者年金の新規加入者の確保については、県全体で81名で、本市は、昨年同様、2名の確保目標となっております。全国農業新聞は、令和5年度の目標達成又は目標の95%以上達成の市町は5年度と変更なしとなっておりますので、目標購読部数が118部となっております。117部というのは、3月末の実績ありますて、昨日1名の解約の申し出がでております。今後も解約が出てくる可能性がありますので、委員1名につき1部の確保にご協力をお願いいたします。

特に、年金と新聞は、昨年、一昨年と目標を達成していないので、今年は委員さんを班に分けて取り組んでいきたいと思いますので宜しくお願ひします。

6月の末に6年度利用状況調査を農業委員と最適化推進委員への説明会を2か所で行いたいと思います。日程は、まだ決めておりませんが、決まつたら発送しますので、宜しくお願ひします。

それと、目標数値の非農地処理について、B分類がありますが、令和5年度の利用状況調査で0になっております。壱岐市は、B分類がない状況ですが、利用状況調査で山とかになっているということで調査表で言ったら3番で上がってきたら、この数字が発生して、再確認していただいて処理をしていくという形になります。

議長 他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ様でした。